



大阪西労働基準監督署発表
令和7年3月11日

大阪西労働基準監督署
電話 06-7713-2021

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～ドラグ・ショベルの無資格運転の疑い～

令和7年3月11日、大阪西労働基準監督署（署長 本多正道）は、株式会社田中浚渫工業及び同社工場長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 株式会社田中浚渫工業^{たなかしゅんせつこうぎょう}（以下「被疑会社」という。）
本社所在地：大阪府八尾市南木の本
事業内容：産業廃棄物処理業
- (2) 同社工場長A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第61条第1項
労働安全衛生法施行令第20条第12号
労働安全衛生規則第41条
労働安全衛生規則別表第3
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の工場長として工場の安全管理を統括する者であるが、被疑者Aは、大阪府大阪市大正区鶴町に所在する被疑会社の工場にて、汚泥を再生土に処理する業務を行うにあたり、法令の定める技能講習その他厚生労働省令で定める資格を有していない労働者を、機体重量18.2トンのドラグ・ショベルの運転業務に就かせた疑い。

4 参考事項

- (1) 令和5年2月4日、同工場において、法定の資格を有しない労働者Bがドラグ・ショベルを運転していたところ、労働者Cを轢過し、負傷させる災害が発生した。
- (2) 労働安全衛生法では、機体重量3トン以上の車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の運転には、法令の定める技能講習その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められている。
- (3) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三 (第四十一条関係)

業務の区分	業務につくことができる者
<p>令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務</p>	<p>一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者</p> <p>二 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(厚生労働大臣が定める者を除く。)</p> <p>三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準規訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>